政策統括官（重要土地担当）

重要土地等調査法に基づき、注視区域・特別注視区域の指定、土地等の利用状況の調査、土地等の不適切な利用の規制等に関する措置を実施することとしています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（防衛施設担当）
- 参事官（生活関連施設等担当）
- 参事官（国境離島等担当）
- 参事官（調査分析担当）

重要土地等調査法制定の経緯

■ 背景及び経緯

我が国では、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐって、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。

こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

■ 重要土地等調査法の制定

この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和３年６月 23 日に公布されました。

■ 重要土地等調査法の着実な執行

重要土地等調査法は、令和４年９月 20 日に全面施行されました。政策統括官（重要土地担当）では、この法律に基づく以下の措置等を実施することとしています。

注視区域及び特別注視区域の指定

■ 注視区域の指定

重要施設［※］の敷地の周囲おおむね 1,000 メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要があるものを、「注視区域」として指定することとしています。

［※］重要施設とは･･･
- ○ 防衛関係施設
- ○ 海上保安庁の施設
- ○ 生活関連施設（原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設））

■ 特別注視区域の指定

重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を「特別注視区域」として指定することとしています。

➢ 区域の指定状況

重要土地等調査法に基づき、これまでに 584 箇所（令和７年５月１日現在）の区域を指定しました。

区域を指定した場合には、官報に公示するほか、内閣府のホームページ（次ページに記載）においても区域図を掲載しています。

土地等の利用状況の調査・公表

■ 土地等の利用状況の調査

注視区域・特別注視区域内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握するために調査を行っています。

調査は、公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出の方法を適切に組み合わせる形で実施しています。

■ 土地等の取得の状況の公表

重要土地等調査法に基づき、令和６年 12 月に注視区域・特別注視区域内における令和５年度の土地等の取得状況について取りまとめ、公表を行いました。

令和５年度の区域内における土地等の取得総数は 16,862 筆個であり、そのうち、外国人・外国系法人による取得は 371 筆個（2.2%）でした。なお、勧告・命令の対象となる重要施設等に対する機能阻害行為は確認されておりません。

特別注視区域内の土地等の売買等の届出

「特別注視区域」にある土地等については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出（郵送・オンライン）が必要となります。なお、この届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

(1)届出の対象
面積（建物［※］の場合は、各階の床面積の合計）が 200 平方メートル以上の土地及び建物

［※］マンションは、専有部分の床面積が 200 平方メートル以上である場合、届出の対象になります。

(2)届出の対象となる契約
売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）。
なお、賃貸借、相続等は対象外です。

(3)届出を行う必要がある者
契約の当事者
（売主と買主の双方が届出を行う必要があります。）

(4)届出の期限
契約締結前（一部を除く。）

(5)届出事項
- 当事者の氏名又は名称及び住所［※］
  ［※］法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。
- 土地等の所在及び面積
- 土地等に関する所有権等の種別及び内容
- 土地等の利用目的
- 譲受け予定者等の国籍等
- 土地等の利用の現況
- 契約予定日

届出様式や届出先、記載要領などを、内閣府のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

土地等の不適切な利用の規制

■ 土地等の利用者に対する勧告・命令

注視区域内・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することとしています。

また、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることとしています。

■ 勧告・命令の対象となり得る機能阻害行為

機能阻害行為に該当すると考えられる行為、機能阻害行為に該当するとは考えられない行為については、それぞれ次のとおり類型を基本方針において例示しています。

機能阻害行為に該当すると考えられる行為	機能阻害行為に該当するとは考えられない行為
➢ 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置 ➢ 施設に対する妨害電波の発射 ➢ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更　等	➢ 施設の敷地内を見ることが可能な住居への居住 ➢ 施設周辺の私有地における集会の開催 ➢ 国境離島等の海浜で行う漁ろう　等

なお、これらはあくまで例であり、実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて、適切に判断することになります。

周知・広報

内閣府のホームページに法律に基づく各種措置の趣旨や届出手続き、Q&A などを掲載するとともに、コールセンターにてお問合せに対応しています。また、令和６年６月より、内閣府のホームページにおいて、「重要土地ウェブ地図」を公開しております。

➢ ホームページ（重要土地等調査法）
https: //www.cao.go.jp/tochi-chosa/

➢ リーフレット

➢ コールセンター
内閣府重要土地等調査法コールセンター
TEL：0570－001－125（平日９：30～17：30）

➢ 重要土地ウェブ地図
https://www.resum2.go.jp/

政策統括官（経済安全保障担当）

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）では、経済安全保障の確保を図るための基本的な政策に関する業務を推進するため、経済安全保障推進法と重要経済安保情報保護活用法の運用を行っています。

- 参事官（総括・企画担当）
- 参事官（特定重要物資担当）
- 参事官（特定社会基盤役務担当）
- 参事官（特定重要技術担当）
- 参事官（特許出願非公開担当）
- 参事官（重要経済安保情報保護活用担当）

経済安全保障推進法について

■ 制定の背景及び経緯

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要です。

こうした状況の中、政府は、令和３年 11 月に、第１回経済安全保障推進会議を開催し、法制化の検討を開始しました。また、同月から令和４年２月にかけて、経済安全保障法制に関する有識者会議を開催し、議論を重ねた後、同有識者会議より「経済安全保障法制に関する提言」が提出されました。

これを踏まえ、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を第 208 回国会に提出し、同法案は令和４年５月に成立し、公布されました（以下、成立した法律を「経済安全保障推進法」といいます。）。

経済安全保障推進法の着実な運用

■ 法律の趣旨

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設するものです。

■ 法律の具体的な内容

経済安全保障推進法は、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開に関する４つの制度から成り立っています。

令和４年９月には、全体の基本方針と、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援の両制度に関する基本指針を閣議決定し、それぞれ特定重要物資の指定や研究開発ビジョンの策定等を行い、制度の運用を開始しました。

続いて、令和５年４月には、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(4)特許出願の非公開の両制度に関する基本指針を閣議決定し、その後政省令等の整備を進め、令和６年５月に運用を開始しました。

● 重要物資の安定的な供給の確保

国民の生存に必要不可欠なまたは広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資を特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靭化を図ることとしています。これまでに半導体や蓄電池、肥料、抗菌薬、先端電子部品等 12 の物資を特定重要物資に指定し、生産設備の整備や備蓄をはじめとする支援等を行っています。また、令和７年２月、民間事業者に対する支援では特定重要物資の安定供給の確保が困難である場合に、国自らが安定供給の確保のために必要な措置を講じることができることとする制度を整備しま

した。

● 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

この制度は、基幹インフラ事業者の重要な設備が、外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止することを目的としています。国が、電気、ガス、水道等の基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）を定めた上で、一定の基準に該当する事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、その事業者による重要な設備の導入・維持管理等の委託を国が事前に審査することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に努めています。

● 先端的な重要技術の開発支援

中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、研究開発及びその成果の活用を推進することとしています。経済安全保障重要技術育成プログラムによる AI、量子等に対する強力な研究開発支援のほか、研究成果を社会実装に繋げるための伴走支援を行う協議会の設置等に取り組んでいます。

● 特許出願の非公開

特許制度は、特許出願の内容を原則として公開することで、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としていますが、これまではたとえ安全保障上拡散すべきでない発明であっても公開されていたことから、そのような特許出願を非公開とする制度を設けました。安全保障上拡散すべきでない発明が含まれる特許出願がなされた場合には、出願公開等の手続を留保するとともに、情報の流出を防止するための措置を講じています。

重要経済安保情報保護活用法について

■ 制定の背景及び経緯

安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大する中、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度は、この分野における情報保全強化の観点から、重要かつ喫緊の課題です。

こうした状況の中、政府は、令和５年２月に経済安全保障推進会議を開催し、法制化の検討を開始しました。また、同月から令和６年１月にかけて、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議を開催し、議論を重ねた後、同有識者会議より「最終とりまとめ」が提出されました。これを踏まえ、政府は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を第 213 回国会に提出し、同法案は、衆議院での修正を経て令和６年５月に成立し、公布されました。（以下、成立した法律を「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）。

その後、重要経済安保情報保護活用法の施行に向け、令和７年１月、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定する、統一的な運用を図るための基準を整備しました。

重要経済安保情報保護活用法の施行

■ 法律の趣旨

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものです。

■ 法律の具体的な内容

● 重要経済安保情報の指定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを、重要経済安保情報として指定します（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）。

また、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等、当該情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしています。

● 重要経済安保情報の提供

行政機関の長は、他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、当該行政機関に重要経済安保情報を提供することができます。また、重要経済基盤の脆弱性の解消など我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めたときは、適合事業者との契約に基づき、当該事業者に重要経済安保情報を提供することができます。

● 重要経済安保情報の取扱者の制限

重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価（下記参照）において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限されています。

● 適性評価

行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施します（有効期間は 10 年）。

評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10 年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施することができます。

また、重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施します。

● 罰則

重要経済安保情報の漏えい時に、５年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等が設けられています。

総合海洋政策推進事務局

- 海洋に関する政策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策の企画・立案及び総合調整をしています。
- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画・立案及び推進をしています。

参事官（総括担当）

参事官（水産・環境保全担当）

参事官（安全保障・国際担当）

参事官（研究開発・人材育成担当）

参事官（資源・エネルギー担当）

参事官（大陸棚・海洋調査担当）

参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当）

参事官（離島（地域社会維持）担当）

有人国境離島政策推進室

海洋政策の推進体制

■ 総合海洋政策本部

海洋基本計画の案の作成及び実施の推進、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整、その他海洋に関する施策で重要なものの企画・立案及び総合調整を行っています。

・本 部 長…内閣総理大臣
・副本部長…内閣官房長官、海洋政策担当大臣
・本 部 員…本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

■ 総合海洋政策本部参与会議

海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べます。

海洋基本計画

令和５年４月に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第４期海洋基本計画を策定しました。

● 第４期海洋基本計画の主なポイント

(1)基本的な方針の大きな２つの柱

海洋政策の大きな変革・オーシャントランスフォーメーション・OX（Ocean Transformation）を推進すべき時との認識の下、基本的な方針の大きな２つの柱として、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を位置付け。

①総合的な海洋の安全保障

海洋の安全保障に関する施策と、海洋の安全保障に資する側面を有し海洋の安全保障の強化に貢献する施策との両者を包含して、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。特に、経済安全保障に資する海洋科学技術の研究開発等のプロジェクトについては、フロントローディング※の考え方に基づき、取組を推進する。

②持続可能な海洋の構築

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。具体的には、カーボンニュートラルへの海洋分野の貢献の観点から、洋上風力発電の EEZ（排他的経済水域）への拡大に向けた法整備をはじめとする環境整備等を進める。

(２)着実に実施すべき主要施策

・海洋の産業利用の促進　・科学的知見の充実
・海洋における DX の推進　・北極政策の推進
・国際連携・国際協力
・海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進
・新型コロナウイルス等の感染症対策

を位置付け、基本的な方針を定める。

※開発プロセスの初期段階において「負荷を掛ける＝十分な検討を行う」 ことで、できる限り早い段階で多くの問題点やリスクを洗い出し、対策を講じる手法。

遺棄化学兵器処理担当室

化学兵器禁止条約に従い、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器を廃棄処理する事業を行っています。

遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄状況

化学兵器禁止条約に従い、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器を廃棄処理しています。

平成 12 年以降、大量の遺棄化学兵器が埋設されていると推定される吉林省敦化市ハルバ嶺を含め、中国各地において発掘・回収を実施し、令和 6 年度までに約 15.4 万発の遺棄化学兵器を回収しました。

また、平成 22 年には、遺棄化学兵器の廃棄処理を開始し、南京（なんきん）、石家荘（せっかそう）、武漢（ぶかん）、ハルバ嶺、ハルビンの各廃棄処理場において、これまでに約 11.9 万発を廃棄しました。

発掘・回収事業

ハルバ嶺発掘・回収施設

移動式廃棄処理設備

拉致被害者等支援担当室

- 北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な事情に鑑み、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、関係府省庁と連携しながら総合的な支援策を実施しています。
- 日本政府は帰国した 5 名を含め 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、このほかにも、行方不明の日本人のうち、拉致の可能性を排除できない行方不明の方々も存在しているとの認識の下、政府は「認定」の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力で取り組んでいます。

帰国被害者等に対する支援等

拉致被害者等給付金の支給、老齢給付金の支給などを行っています。
また、社会適応指導、日本語指導、生活自立支援などを行っています。

普及・啓発

- 情報発信

- 若年層への啓発

- ポスター

- アニメ

- パンフレット

- 御家族メッセージ

国際平和協力本部事務局

- 国際連合（国連）を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置しています。
- 国際平和協力本部事務局はその本部の事務を処理しています。

国際平和協力法の概要

国連等による「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」、「国際的な選挙監視活動」の４つの活動に人的･物的協力を実施しています。

実施に当たっては、次の「参加５原則」に従って活動しています。

● 参加５原則

(1)紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
(2)国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること
(3)当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
(4)上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
(5)武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能

人的協力（国際平和協力業務等）の実績

我が国は、「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」及び「国際的な選挙監視活動」に対して人的な協力を行うため、要員を派遣しています。

これまでに、アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ、中南米に 29 回にわたって、延べ約 12,700 名の要員を派遣しています（国連平和維持活動：13 回、国際連携平和安全活動：1 回、人道的な国際救援活動：6 回、国際的な選挙監視活動：9 回）。

■ 南スーダン国際平和協力業務（平成 23 年 11 月～）

国連からの要請を受け、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、平成 23 年 11 月から司令部要員の派遣を始め、現在 6 名が活動しています。また、平成 24 年 1 月から平成 29 年 5 月末まで、陸上自衛隊の施設部隊の派遣も実施しました。

4 名の司令部要員は、首都ジュバの UNMISS 司令部において、軍事部門の兵站全般の需要に関する調整（兵站幕僚）、データベースの管理（情報幕僚）、施設業務に関する企画・調整（施設幕僚）及び航空機の運航支援に関する企画・調整（航空運用幕僚）の業務を行い、残り 2 名の司令部要員は、新たに国連の公募等に合格し、2024 年 5 月から原則 1 年の任期で人事及び教育訓練に関する企画・調整（副参謀長及び同補佐官）の業務を行っています。

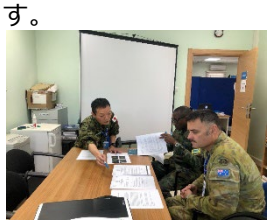

担当者に訓練計画を指示する副参謀長（左側）

同僚と日程調整を行う副参謀長補佐官（右側）

■　シナイ半島国際平和協力業務（平成 31 年４月～）

多国籍部隊・監視団（MFO）からの要請を受け、MFO に、平成 31 年４月から司令部要員の派遣を始めました。現在４名がシャルム・エル・シェイク（エジプトのシナイ半島）の MFO 司令部において、MFO の停戦監視活動の実施に関するエジプト・イスラエルとの連絡調整、両国関係当局間の対話・信頼醸成の促進の支援、施設整備に関する企画・調整の業務を行っています。

MFO の司令官等との会議

■　ウクライナ被災民救援国際平和協力業務（令和４年４月～６月）

国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受け、ウクライナ被災民救援のため、自衛隊機を用いた UNHCR の人道救援物資の輸送業務を行い、約 103 トンの物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）からポーランド及びルーマニアまで空輸しました。

ルーマニアでの救援物資積み降ろしの様子

物的協力（物資協力）の実績

「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」及び「国際的な選挙監視活動」に対して、その活動に必要な物品を譲渡しています。また、緊急の要請にも応じられるよう、アラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫に以下の物資を備蓄しています。

テント

毛布

スリーピングマット

ビニールシート

給水容器

これまでに 32 回の物資協力を実施しています（国連平和維持活動：11 回、国際連携平和安全活動：１回、人道的な国際救援活動：20 回）。

■　レバノン被災民に係る国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対する物資協力（令和６年 11 月）

レバノンにおける被災民を支援するため、人道的な国際救援活動を行っている UNHCR に対し、その活動に必要な物資（毛布、スリーピングマット、ビニールシート）を無償で譲渡しました。

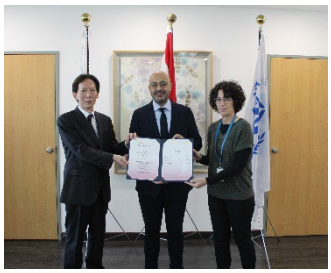

供与式の様子

支援物資

■　パレスチナ被災民に係る国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対する物資協力（令和６年１月）

ガザ地区においてパレスチナ被災民への人道的な国際救援活動を行っている UNRWA に対し、その活動に必要な物資（毛布、給水容器、ビニールシート、スリーピングマット）を無償で譲渡しました。

供与式の様子

輸送中の支援物資

国際平和協力研究員制度

国際平和協力研究員制度は、国連を中心とする国際平和のための努力において文民の果たすべき役割が増大しつつあることを背景に、平成 17 年度に発足しました。

本制度は、「国際平和協力分野における人材育成」、「国際平和協力本部事務局の機能強化」の２つを目的としており、国際平和協力研究員は研究活動に従事するほか、国内の学校や海外の PKO 訓練センターで講義等を行っています。

国際平和協力本部事務局の情報発信

国際平和協力本部事務局では国際平和協力について御理解を深めていただくための「出前講座」を実施しているほか、ホームページや公式 X で実績や各種資料を紹介しています。

- 国際平和協力本部事務局　ホームページ
  https://www.cao.go.jp/pko/index.html
- 国際平和協力本部事務局　公式 X
  https://x.com/cao_pko

迎賓館

- 国賓・公賓等、外国の賓客をお迎えし、宿泊、公式行事（歓迎行事、首脳会談、署名式、共同記者発表、晩餐会等）など、これらの接遇を行うことを業務とする施設等機関です。
- 接遇に支障のない範囲で、一般公開・特別開館を実施し、観光立国実現に寄与しています。

総務課

接遇課

運営課

京都事務所

迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館

● 迎賓館赤坂離宮（東京・元赤坂）

・明治 42 年（1909 年）、当時の日本の建築、美術、工芸界の総力を結集し、東宮御所として建設された日本唯一のネオ・バロック様式の西洋風宮殿建築
・昭和 49 年（1974 年）、国際儀礼を尽くして外国の賓客を接遇するため、改修を経て、迎賓館として開館。和風別館「游心亭」を新設
・平成 21 年（2009 年）に国宝に指定
・平成 28 年（2016 年）から通年の一般公開を開始
・平成 28 年（2016 年）から特別開館を実施

迎賓館赤坂離宮本館

● 京都迎賓館（京都御苑内）

・平成 17 年（2005 年）、日本の歴史・文化の象徴として国際的にも広く知られる京都に、日本建築の長い伝統の粋と美しさを、現代の建築技術と融合させる「現代和風」の創造を目指して設計・建設された京都迎賓館が開館
・平成 28 年（2016 年）から通年の一般公開を開始
・平成 29 年（2017 年）から特別開館を実施

京都迎賓館正面玄関

接遇

国際関係の緊密化に伴う諸外国との活発な交流により、数多くの要人が来日されています。これら要人が賓客として宿泊をされたり、首脳会談を始め、歓迎行事や晩餐会など、国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしをするための外交の舞台が迎賓館赤坂離宮です。現時点で、370 回の接遇を実施しています。

首脳会談（於：迎賓館赤坂離宮　花鳥の間）
※出典：首相官邸ホームページ

日本の歴史、文化を象徴する都市・京都で、海外からの賓客を心をこめてお迎えし、歴史的・文化的側面を含めた幅広い日本への理解と友好を深めていただく施設として京都迎賓館があります。現時点で、158 回の接遇を実施しています。

歓迎夕食会・文化紹介＜日本舞踊＞
（於：京都迎賓館　桐の間）

一般公開

迎賓館の魅力を内外に発信することにより、迎賓施設としての意義及び文化財としての価値の理解を促進すること等を目的に、接遇に支障のない範囲で通年で一般公開を実施しており、特別企画として、夜間公開（ライトアップ）やピアノ演奏会なども実施しています。

迎賓館赤坂離宮　朝日の間

京都迎賓館　藤の間

特別開館

接遇に支障のない範囲で、原則として有償により民間団体等の利用に供することにより、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図ることを目的とした「特別開館」を行っています。

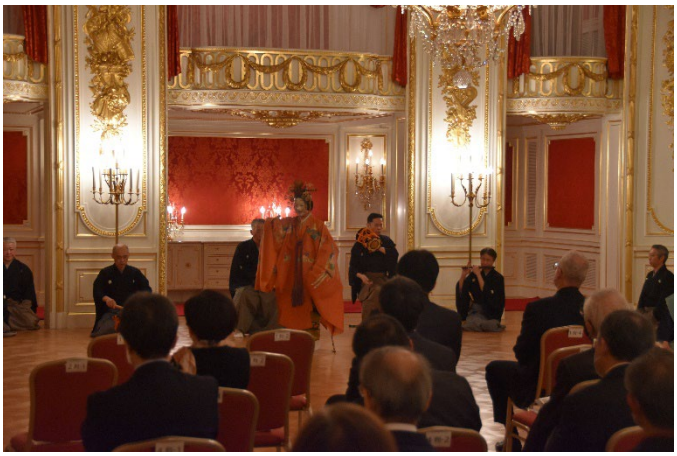

「日本全国　能楽キャラバン！」特別公演及び映像配信
（迎賓館赤坂離宮 羽衣の間）

文化交流特別会（イタリア×京都）
（京都迎賓館 夕映の間）